

自衛官等に対する偏見及び差別の解消並びに理解促進を求める意見書

自衛隊は、我が国の平和と独立を守る国防の任務に加え、大規模災害時における人命救助、復旧支援、急患空輸、不発弾処理、国民保護、国際平和協力活動など、多岐にわたる重要な役割を担っている。特に、沖縄県は多数の離島を有する県であり、災害対応、急患空輸、不発弾処理、離島地域の安全確保など、自衛隊の活動は県民の生命・身体及び財産を守る上で極めて重要である。

しかしながら、国会において、自衛官を志す若者の家庭環境等に関して一面的かつ偏見を助長しかねない発言がなされたことは、自衛官及びその家族、さらには将来自衛隊への入隊を志す若者に対して誤った印象を与えるものとして強い懸念を抱かざるを得ない。自衛官等に対する偏見や差別的な見方が広がることは人材確保にも悪影響を及ぼし、ひいては我が国の安全保障体制及び沖縄県民の安全安心にも影響を与えかねない。

よって、国及び沖縄県におかれては、自衛官及びその家族の名誉と尊厳が守られ、自衛隊に対する正しい理解の促進と偏見の解消が図られるよう、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自衛官及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、国民及び県民への啓発並びに理解促進に積極的に取り組むこと。
- 2 自衛隊の役割、自衛官の職務、災害派遣、急患空輸、不発弾処理、国民保護、離島地域の安全確保等について、客観的かつ公平に学ぶ機会を確保すること。
- 3 自衛官及びその家族が不当な偏見や差別的扱いを受けることのない社会の実現に向け、必要な制度及び施策について検討し、地方公共団体とも連携して取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年7月3日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、文部科学大臣、衆議院議長、
参議院議長、沖縄県知事